

財務諸表に対する注記（法人全体用）

平成27年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法により減価償却を実施している。
- ③リース資産
ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法を実施している。

（2）引当金の計上基準

- ①退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

（1）新たな会計基準の採用

当年度より退職給付会計の適用に関し、新会計基準を採用することとしたため、貸借対照表の前年度末の純資産の部に記載されていた「職員退職積立金」は負債の部に「退職給付引当金」として計上することとなり平成26年4月1日付けで「過年度修正」の処理を行った。

【貸借対照表における変更点】

- ①固定資産の部
職員退職積立資産⇒退職給付引当資産
- ②固定負債の部
計上なし⇒退職給付引当金

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、八尾市の退職手当制度に準ずる。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- （1）法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- （2）事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）は省略
- （3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- （4）各拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 法人運営拠点（社会福祉事業）
 - 「社協運営事業」
 - 「CSW配置事業」
 - 「調査研究事業」
 - 「企画広報事業」
 - 「連絡調整事業」
 - 「団体助成事業」
 - 「職員採用事業」
 - 「団体事務局事業」
 - 「地域包括支援事業」
 - 「生活困窮者自立促進支援事業」
2. 地区福祉委員会活動推進拠点（社会福祉事業）
3. 小地域ネットワーク活動推進拠点（社会福祉事業）
 - 「小地域活動推進事業」
 - 「ネットワーク推進事業」
 - 「地区福祉委員会指導事業」
4. 福祉有償運送拠点（社会福祉事業）
5. 権利擁護センター拠点（社会福祉事業）
 - 「福祉サービス利用援助事業」
 - 「法人後見事業」
 - 「市民後見推進事業」
6. 心配ごと相談拠点（社会福祉事業）
7. ボランティア活動推進拠点（社会福祉事業）
 - 「ボランティア体験事業」
 - 「ボランティア保険事業」
8. ファミリーサポートセンター拠点（社会福祉事業）
9. 資金貸付拠点（社会福祉事業）
10. 善意銀行拠点（社会福祉事業）
11. 基金運営拠点（社会福祉事業）
12. 共同募金配分金拠点（社会福祉事業）
 - 「老人福祉活動事業」
 - 「福祉育成援助活動事業」
 - 「母子・父子活動費事業」
 - 「障害児・者福祉活動費事業」
 - 「ボランティア活動育成事業」
13. 歳末たすけあい配分金拠点（社会福祉事業）
14. 福祉会館管理運営拠点（社会福祉事業）
 - 「福祉会館管理運営事業」

「老人センター運営事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
基本財産特定預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金特別積立金760,000円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当する事項はない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	12,713,143	4,768,334	7,944,809
器具及び備品	2,118,620	1,208,041	910,579
有形リース資産	0	0	0
合計	14,831,763	5,976,375	8,855,388

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。